

社会保険労務士法人Nコンサルティング 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 2月 1日 ～ 令和10年 1月 31日までの 3年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを社員に配布、説明し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7年 2月 ～ 代表者にて社員のニーズ調査開始
- 令和 7年 3月 ～ 育児休業制度に関する資料の配布、説明を行い社員へ周知

目標2：子の看護休暇制度の適用対象者拡大（小学校3年生終了までの子を持つ社員）

<対策>

- 令和 7年 2月 ～ 代表者にて、現行の制度を説明し、社員の現状及びニーズを把握
- 令和 7年 3月 ～ 適用拡大する子の看護休暇制度の資料配布・説明し、社員へ周知

目標3：小学校3年生までの子の養育、家族の介護、治療と仕事の両立が必要な従業員を対象に、多様な働き方を実現するため、職務限定正社員制度を導入する。

<対策>

- 令和 8年 5月 ～ 代表者にて社員のニーズ調査開始
- 令和 8年 6月 ～ 制度の導入、社内会議などによる社員への周知